



ごみ出しのルールを守りましょう

廃棄物対策課 ☎382-7609 📠382-2214 ✉haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

マスコットキャラクター「クリン」
鈴鹿市不法投棄対策連絡協議会

きれいなごみ集積所を維持していくためには、利用する方一人一人の協力が何より必要です。ごみ集積所利用のルールを守り、清潔なごみ集積所を維持しましょう。

ごみ出しのルールを守りましょう

正しく分別されていないごみは、収集されません。これらの取り残されたごみは、ごみ集積所を管理する当番の方などが正しく分別し、次の収集日に出し直したり、直接市の処理場に運んだりしています。ルールを守らなければ地域の皆さんの迷惑になりますので、以下のルールを守りましょう。

ル ル

このごみは次の理由により収集できません。 月 日
出された方は、ごみを持ち帰り、適正に処理してください。 時 分頃

- ① 分別が正しくされていません。
()が入っています。
「ごみの分け方・出し方」をよく読んで、分別をやり直してください。
- ② 事業ごみです。収集運搬業者へ依頼するか、廃棄物対策課の許可を得て、直接処理場まで搬入してください。
- ③ 袋が違います。鈴鹿市認定ごみ袋を使用してください。
- ④ 粗大ごみです。粗大ごみの戸別有料収集(有料)を利用するか、直接処理場まで搬入してください。
- ⑤ ()は収集対象外です。処理については下記までお問い合わせください。

鈴鹿市 環境部 廃棄物対策課 TEL. (059) 382-7609

▲取り残されたごみには、黄色いシールが貼られています。

「家庭ごみの分け方・出し方」に従って、正しく分別する。

鈴鹿市認定ごみ袋を使用する。

もやせるごみ (緑色半透明) プラスチックごみ (ピンク色半透明) もやせないごみ (無色半透明)

お住まいの地区の「ごみ収集カレンダー」に従って、当日の8時まで(資源ごみは当日の7時から8時まで)にごみを出す。

二重袋にせず、そのまま袋に入れて出す。
※生ごみや衛生用品は除く

ごみ袋の空気を抜き口をしっかりと縛る。ギュッと

※袋からはみ出ているものや袋の口が縛られていないものは、収集されません。

単品で5kg以上のものは「粗大ごみ戸別有料収集」を利用する。

※粗大ごみは、ごみ集積所に出せません。

※「家庭ごみの分け方・出し方」「ごみ収集カレンダー」は、地区市民センターや廃棄物対策課で入手できます。

ごみは決められた集積所に出しましょう

ごみ集積所ごとに出せるごみの種類が異なります。特に資源ごみは限られたごみ集積所でのみ収集していません。ごみを出す場所が分からないときは、下記へお問い合わせください。



- 一戸建て住宅にお住まいの方
→ 所属されている自治会へ
- 共同住宅にお住まいの方
→ 管理会社や管理人へ

事業活動で発生したごみは集積所に出せません

ごみ集積所は、各家庭で発生したごみを出す場所です。事業活動で発生した全てのごみは、ごみ集積所に出すことができません。

※店舗兼住宅から出される事業系ごみや内職に伴うごみなども、ごみ集積所には出せません。